

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所3号炉及び4号炉並びに川内原子力発電所1号炉及び2号炉 原子炉施設保安規定変更認可（有毒ガス防護）【3】）」

2. 日時：令和2年10月5日 15時30分～16時20分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム） 担当者2名

九州電力株式会社：

担当者6名

5. 要旨

（1）九州電力より、玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請（有毒ガス防護）について、資料に基づき説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は、本日説明があった事項を含めて引き続き確認する旨を伝えた。

（3）九州電力より、了解した旨の回答があった。

（4）なお、本ヒアリングは、事業者から対面での面談開催の希望があったため、令和2年6月24日原子力規制委員会「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」に基づき、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- ・川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料
- ・玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料
- ・川内原子力発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料（有毒ガス発生時の運転員等の防護に係る活動内容）※

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成29年4月26日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査の進め方について」を踏まえ、非公開とします。

以上